

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号） 抄

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票をいう。

2 3 4 （略）

（経費の基準の算定）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

- 一 投票所経費
- 二 期日前投票所経費
- 三 開票所経費
- 四 選挙会経費及び選挙分会経費

- 五 選挙公報発行費
- 六 候補者氏名等掲示費
- 七 ポスター掲示場費
- 八 演説会施設公営費
- 九 新聞広告公営費
- 十 政見放送公営費及び経歴放送公営費
- 十一 選挙運動用自動車使用公営費
- 十二 通常葉書作成公営費
- 十三 ビラ作成公営費
- 十四 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営費
- 十五 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費
- 十六 ポスター作成公営費
- 十七 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営費
- 十八 事務費
- 十九 不在者投票特別経費
- 二十 在外選挙特別経費

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費及び参議院比例代表選出議員の選挙分会

経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等掲示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一投票区につき千四百八十四円とし、その数が一人を超える場合においては、一人を増すごとに百五十九円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費)

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域にわたって行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたって行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条(第九項を除く。)の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同条第九項及び第十三条の二第一項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

(交付)

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において

要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 避けることのできない事故その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行することができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、前項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議がとつた場合においては、百分の五をこえる額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなつた場合においては、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号） 抄

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委

員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 （略）

（開票の場所及び日時 of 告示）

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

（開票日）

第六十五条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

（各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置）

第二百六十二条 選挙に関する次に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

- 一 選挙人名簿の調製に要する費用
- 二 点字器の調整に要する費用
- 三 削除
- 四 第六百六十七条の規定による選挙公報の発行に要する費用
- 五 第九十二条の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

- 一 投票の用紙及び封筒、第四十九条第一項の規定による投票に関する不在者投票証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用
- 二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用
- 三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用
- 四 第四十九条第一項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第四項の規定により行われる送信に要する費用
- 四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製並びに在外選挙人証の交付に要する費用
- 四の三 第四十九条の二第二項第二号の規定により行われる投票に関する費用
- 五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する費用

- 五の二 第三百三十一条第三項の規定による標札に要する費用
- 五の三 第四百四十一条第五項及び第六百六十四条の二第二項の規定による表示に要する費用
- 五の四 第四百四十一条第七項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用
- 六 第四百四十二条第一項の規定による通常葉書の費用並びに同条第十項の規定による通常葉書及びビラの作成に要する費用
- 六の二 第四百四十三条第十四項の規定による立札及び看板の類並びにポスターの作成に要する費用
- 七 第四百四十四条の二の規定による掲示場の設置に要する費用
- 八 第四百四十九条の規定による新聞広告に要する費用
- 九 第五百十条及び第五百十一条の規定による放送に要する費用
- 十 第六百六十一条の規定による個人演説会のための施設（設備を含む。）、第六百六十四条の五の規定による標旗並びに第四百四十一条の二及び第六百六十四条の七の規定による腕章に関する費用
- 十の二 第六百六十四条の二第六項の規定による立札及び看板の類の作成に要する費用
- 十一 第六百七十五条の規定による掲示に要する費用
- 十二 第六百七十六条の規定による交通機関の使用に要する費用

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百二十六号） 抄

（費用）

第五十一条 審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。

○日本国憲法 抄

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩～⑰ （略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
(略)	(略)
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和二十五年法律第七十九号)	第四条第十五項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務